
プロジェクト **法人税等会計基準等の改正について**

項目 **グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果 税効果会適用指針の改正文案の表現の一部見直し**

本資料の目的

1. 本資料は、税効果適用指針の改正文案に関して、その表現の一部を見直すことについて、ご意見をお伺いすることを目的としている。
2. なお、当該見直しによる公開草案の文案からの変更点を黄色ハイライトでお示している。

見直しの内容とその経緯

3. 本公開草案において、連結会社間の子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合、個別財務諸表上において認識された繰延税金資産又は繰延税金負債を連結財務諸表において計上しないこととしたが、当該繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことについて、本公開草案の文案においては、繰延税金資産又は繰延税金負債を「消去する」という表現を用いた。
4. これは、連結決算手続上、連結会社間の子会社株式等の売却損益を消去することに伴い、当該売却損益に係る一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債についても併せて消去する、という意図から当該「消去」という表現を用いたものである。
5. その他の会計基準等において「消去」という表現は、「連結会社相互間の取引高の相殺消去」や「未実現損益の消去」という損益の消去の他、資産及び負債に関しては、「投資と資本の相殺消去」、「債権と債務の相殺消去」など相殺処理する場合に係る定めにおいて用いられている。
6. 一方、本公開草案第 39 項の提案は、個別財務諸表上において認識された繰延税金資産又は繰延税金負債を連結財務諸表において計上しないこととしているものであり、税効果適用指針のその他の定めにおいては、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しない場合において「取り崩す」という表現が用いられているため、同様に「取り崩す」という表現を用いることが適切であると考えられる。
7. 前項までの検討を踏まえ、今般別紙のとおり修正することとした。

ディスカッション・ポイント

税効果適用指針の改正文案の表現の一部見直しについて、ご意見を伺いたい。

別紙

企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正案

(HP では非公表)

以 上